

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号 |
| 【提出先】 | 東海財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年5月13日 |
| 【中間会計期間】 | 第27期中（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日） |
| 【会社名】 | リネットジャパングループ株式会社 |
| 【英訳名】 | RenetJapanGroup, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 黒田 武志 |
| 【本店の所在の場所】 | 愛知県大府市柘山町三丁目33番地 |
| 【電話番号】 | 0562-45-2922 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員 大谷 栄一 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 名古屋市市中村区平池町四丁目60番12号 グローバルゲート26階 |
| 【電話番号】 | 052-589-2292 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員 大谷 栄一 |
| 【縦覧に供する場所】 | リネットジャパングループ株式会社 名古屋本社 （名古屋市中村区平池町四丁目60番12号 グローバルゲート26階） リネットジャパングループ株式会社 東京支社 （東京都港区六本木三丁目1番1号 六本木ティーキューブ15階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第26期 中間連結会計期間 | 第27期 中間連結会計期間 | 第26期 |
|---------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 会計期間 | 自 2024年10月1日 至 2025年3月31日 | 自 2025年10月1日 至 2026年3月31日 | 自 2024年10月1日 至 2025年9月30日 |
| 売上高 (千円) | 5,221,949 | 6,668,990 | 10,412,149 |
| 経常利益 (千円) | 250,082 | 480,919 | 496,543 |
| 親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (千円) | 151,490 | 428,224 | 497,425 |
| 中間包括利益又は包括利益 (千円) | 768,159 | 473,326 | 1,135,230 |
| 純資産額 (千円) | 725,729 | 1,593,328 | 1,093,506 |
| 総資産額 (千円) | 6,479,771 | 10,203,053 | 7,042,694 |
| 1株当たり中間(当期)純利益 (円) | 10.37 | 29.31 | 34.06 |
| 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円) | 10.34 | 26.55 | 33.18 |
| 自己資本比率 (%) | 9.9 | 14.2 | 13.9 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 82,557 | 236,928 | 116,618 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 26,743 | 342,837 | 200,345 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 133,652 | 2,675,199 | 243,538 |
| 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円) | 459,828 | 2,408,949 | 306,422 |

(注) 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（リネットジャパングループ株式会社）、連結子会社10社より構成されており、リユース・リサイクル事業、ソーシャルケア事業、その他事業を主たる業務としております。

当中間連結会計期間における、各セグメントに係る主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動は、概ね次の通りであります。

<リユース・リサイクル事業>

主な事業内容の変更及び主要な関係会社の異動はありません。

<ソーシャルケア事業>

主な事業内容の変更はありません。なお、当社子会社であるリネットジャパンソーシャルケア株式会社はR Jソーシャルケア名古屋株式会社に、リネットジャパンソーシャルプロパティーズ株式会社はR Jプロパティーズ株式会社に商号を変更しております。

<その他事業>

主な事業内容の変更及び主要な関係会社の異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績

当社グループは、収益と社会性の両立を目指し「ビジネスを通じて『偉大な作品』を創る」を経営理念に掲げ、「リユース・リサイクル事業」として、実店舗を有しないインターネット特化型の「リユース事業」、インターネットと宅配便を活用した都市鉱山リサイクルの「小型家電リサイクル事業」を、「ソーシャルケア事業」として、知的・精神障がいのある方を対象としたグループホームや就労継続支援B型事業所の運営に加え、介護人材不足に対応する観点で福祉領域に特化した海外人材送出しを展開しております。

当中間連結会計期間の経営成績につきましては、売上高6,668,990千円（前年同期比27.7%増）、営業利益539,470千円（前年同期比394.5%増）、経常利益480,919千円（前年同期比92.3%増）、親会社株主に帰属する中間純利益428,224千円（前年同期比182.7%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

a. リユース・リサイクル事業

当事業は、循環型社会の形成に向けた事業展開を行うため、リユース事業及びリサイクル事業に取り組んでおります。リユース事業では、NETOFFブランドで自社サイトを開設し、インターネットを通じてユーザーから中古本・CD・DVD・ゲームソフト・ブランド品・貴金属・フィギュアなど多様な商品の買取申込を受け付け、対象商品を宅配便で集荷後、査定額を指定口座に支払う宅配買取と、自社で運営するインターネット中古書店等を通じてインターネット販売を行う、宅配便を活用した利便性の高い、且つインターネットに特化した非対面・非リアルな宅配買取・販売サービスを顧客に提供するものであります。リユース業界においては、当社が取り扱うメディア・ホビー商材のカテゴリーは実店舗を通じた買取・購入形態からインターネットによる買取・購入形態への移行が加速しており、同カテゴリーにおけるネット市場は今後も成長が続いていく見通しにあります。

小型家電リサイクル事業では、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の認定事業者免許をインターネットと宅配便を活用した回収スキームにて取得しており、全国768の自治体（2026年4月1日現在）との広範な連携を軸に行政サービスの一環としてサービスを提供する独自の事業モデルを構築しております。同事業は、ユーザーからのインターネット申込により、不用となった使用済小型電子機器等を宅配便で直接回収するとともに、パソコンや携帯電話を廃棄する際の情報漏えいを懸念するユーザー向けのデータ消去サービス等オプションサービスを有償で提供、また回収した使用済小型電子機器等からの再生可能資源を再資源化事業者へ売却又は再利用可能品としてリユース販売するインターネットプラットフォーム型のサービスを提供しております。同事業においては更に回収量を拡大させるべく、自治体との連携とメディアを通じたマーケティング戦略の強化によるサービス認知度や利用率の向上を強化するとともに、大手メーカー・小売業者との提携による回収ネットワークの仕組み化を拡大してきました。

以上の結果、当セグメントの売上高は5,873,333千円（前年同期比42.8%増）、セグメント利益は983,406千円（同92.0%増）となりました。

b. ソーシャルケア事業

当事業は、障がい者の社会的な自立を支援する観点から生活基盤の構築と就労機会の拡大を目指すため、障がい者向けグループホームの運営を展開し、障がい福祉事業のノウハウと全国の自治体と繋がったリサイクルのネットワークを活かし、今後は、障がい福祉事業のストック型事業基盤拡大の一環として中度・重度障がい者向けグループホーム（日中サービス支援型共同生活援助）の直営展開を中心とした成長戦略を基軸に据えてまいります。

海外人材送出し事業は、日本国内での旺盛な求人需要を背景として拡大施策に取り組んできており、日本の就業人口の減少に伴う求人需要と、日本での高度な技能習得や就労によるキャリアアップ機会により帰国後の母国の経済発展に資する人材育成を図る事業であり、国際的・社会的意義の高さとともに、中長期的にも大幅に市場が拡大していくものと予想しております。特に当社ではソーシャルケア事業における福祉分野の事業拡大に合わせ、今後ますます深刻化する国内の介護人材の不足に対応する観点で、福祉領域特化型人材送出し事業を成長の基軸と位置づけ、体制強化や取り組み市場拡大を含め積極的な事業展開に取り組んでまいります。

以上の結果、当セグメントの売上高は795,403千円（前年同期比28.1%減）、セグメント損失は 10,927千円（前年同期はセグメント利益67,475千円）となりました。

財政状態の分析

（資産の部）

当中間連結会計期間末における流動資産は5,568,429千円となり、前連結会計年度末に比べ3,064,020千円増加いたしました。これは、現金及び預金が2,138,297千円増加、売掛金が665,601千円増加及び商品が306,121千円増加したことなどが主な要因であります。固定資産は4,634,624千円となり、前連結会計年度末に比べ96,945千円増加いたしました。これは、有形固定資産が205,934千円増加、無形固定資産が24,664千円減少及び投資その他の資産が84,324千円減少したことが要因であります。

（負債の部）

当中間連結会計期間末における流動負債は3,658,860千円となり、前連結会計年度末に比べ304,101千円増加いたしました。これは、買掛金が203,587千円増加、未払金が263,273千円増加及び1年内返済予定の長期借入金が197,743千円増加し、短期借入金が247,104千円減少及び未払費用が84,088千円減少したことなどが主な要因であります。固定負債は4,950,864千円となり、前連結会計年度末に比べ2,356,435千円増加いたしました。これは、長期借入金が2,753,745千円増加し、リース債務が362,723千円減少したことなどが主な要因であります。

（純資産の部）

当中間連結会計期間末における純資産は1,593,328千円となり、前連結会計年度末に比べ499,822千円増加いたしました。これは、利益剰余金が428,224千円増加したことが主な要因であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は2,408,949千円（前連結会計年度末306,422千円）となり、2,102,527千円の増加となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は236,928千円（前年同期は82,557千円の使用）となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益の計上479,372千円、減価償却費の計上142,948千円、売上債権の増加額663,607千円、棚卸資産の増加額296,169千円及び仕入債務の増加額203,582千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は342,837千円（前年同期は26,743千円の獲得）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出261,224千円及び無形固定資産の取得による支出69,704千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は2,675,199千円（前年同期は133,652千円の使用）となりました。これは主に、短期借入金の減少額247,104千円、長期借入れによる収入3,070,000千円及び長期借入金の返済による支出121,763千円があったことによるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【重要な契約等】

管理部門における重要な契約として、下記の契約が挙げられます。

| 締結年月 | 契約の名称 | 契約の締結当事者 | | 契約の概要 |
|---------|--------------|------------------|--------------------------|---|
| | | 申請会社名又は子会社名等 | 相手先 | |
| 2026年3月 | 割当契約書 | リネットジャパングループ株式会社 | Cantor Fitzgerald Europe | 第三者割当による新株予約権（行使価額修正条項付き）に関する契約 |
| 2026年3月 | コミットメントライン契約 | リネットジャパングループ株式会社 | 株式会社あいち銀行 | 予め設定した融資枠金額・期間の範囲内で、借入人の請求に基づき、金融機関から短期融資の実行を約束（コミット）する契約 |

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 20,000,000 |
| 計 | 20,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 中間会計期間末 現在発行数(株) (2026年3月31日) | 提出日現在発行数(株) (2026年5月13日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|-------------------------------------|-----------------------------|--|---------------|
| 普通株式 | 14,618,200 | 14,654,100 | 東京証券取引所 グロース市場 名古屋証券取引所 メイン市場 | 単元株式数 100株 |
| 計 | 14,618,200 | 14,654,100 | - | - |

(注) 1. 2026年4月1日から2026年4月30日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が35,900株増加しております。

2. 「提出日現在発行数」欄には、2026年5月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第24回新株予約権

| | |
|--|----------------------------------|
| 決議年月日 | 2026年3月12日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 1名 |
| 新株予約権の数(個) | 6,000(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株) | 普通株式 600,000(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | (注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2026年3月30日 至 2036年3月29日(注)3 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) | (注)2、5 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)4 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡する場合は、取締役会の承認を必要とする。(注)6 |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)8 |

新株予約権の発行時(2026年3月30日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行にかかる当社取締役会決議日の前取引日である2026年3月11日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である金1,058円（以下、「当初行使価額」という。）とする。

（行使価格の修正）

本新株予約権の行使価額は、新株予約権者による本新株予約権の行使請求が行われる都度、行使請求日（以下、「修正日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の105%に修正される（1円未満の端数を切り上げる。以下、「修正後行使価額」という。）。但し、修正後行使価額が当初行使価額を下回る場合は、修正後行使価額は当初行使価額とする。なお、修正後行使価額は、当該修正日の翌日から適用されるものとする。上記に関わらず、2026年9月期乃至2030年9月期までのいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書）に記載された売上高が178億円を超過し、且つ同じ事業年度の営業利益が25億円を超過した場合には、行使価額は当初行使価額に修正され、以後上記による修正は行わないものとする。但し、本項における売上高及び営業利益の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載された数値を用いるものとし、インセンティブの趣旨である当社の継続的な成長を公正に判定するため、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼし、業績目標の達成のみを目的とするような企業買収等の事象が発生し、連結損益計算書等の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会が定めることができるものとし、当該連結損益計算書に本新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。なお、当該行使価額修正は、業績条件を達成することとなる事業年度にかかる有価証券報告書の提出日の翌日から適用するものとする。

（行使価格の調整）

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2026年3月30日から2036年3月29日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記（注）3に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（注）3に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記（注）7に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

第25回新株予約権

| | |
|--|------------------------------|
| 決議年月日 | 2026年3月12日 |
| 新株予約権の数(個) | 15,752(注)2、4 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 1,575,200(注)2、3 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | (注)6、7、8 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2026年3月31日 至 2029年3月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | (注)6、7、8、9 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の一部行使はできないものとする。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡する場合は、取締役会の承認を必要とする。 |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)10 |

新株予約権の発行時(2026年3月31日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は1,575,200株とする。(本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下「交付株式数」という。)は100株とする。)

但し、第3項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

3. 本新株予約権の目的である株式の数の調整

(1) 当社が第8項の規定に従って行使価額(第6項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価格}}{\text{調整後行使価格}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第8項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(2) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第8項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(3) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)に書面により通知する。但し、第8項第(2)号に定める場合、その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

4. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり金1,010円(本新株予約権の払込金額の総額15,909,520円)

5. 新株予約権証券の不発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権1個につき、行使価額(第(2)号に定義する。但し、第7項により修正された場合又は第8項によって調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。)に交付株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初952.2円とする。

7. 行使価額の修正

2026年4月1日(同日を含む。)以後、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の属する週の前週の最終取引日(以下「修正基準日」という。)の東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正基準日価額」という。)が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。但し、かかる

算出の結果、修正後の行使価額が685円（以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。なお、下限行使価額は、第8項の規定を準用して調整される。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。

以下同じ。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は本項の適用との関係においては「取引日」にあたらぬものとする。

8. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社及び当社の関係会社の取締役及び従業員に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合又は会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（但し、当社取締役会の決議に基づく当社又はその関係会社の取締役又は従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合又はCantor Fitzgerald Europeに対して第三者割当の方法により新株予約権を発行する場合を除く。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

但し、本に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号又はによる行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の本項第(3)号に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号に定める既発行株式数を超えない場合は、本の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下、本において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第(3)号に定める時価を下回る価額になる場合(i)当該取得請求権付株式等に関し、本号による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii)当該取得請求権付株式等に関し、本号又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号乃至の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（当該30取引日のうち終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)(本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)(本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とする場合。
 - 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行行使価額の調整を必要とする場合。
 - その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
- 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
- (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第11項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

9. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社は、組織再編行為(以下に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総 数増減数 (株) | 発行済株式総 数残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額(千円) | 資本準備金残 高(千円) |
|---------------------------|-----------------------|------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 2025年10月1日～ 2026年3月31日 | 13,600 | 14,618,200 | 3,819 | 1,254,355 | 3,819 | 339,563 |

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5)【大株主の状況】

2026年3月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%) |
|---|--|--------------|---|
| 黒田 武志 | 愛知県名古屋市千種区 | 3,133,400 | 21.44 |
| 合同会社TKコーポレーション | 東京都中央区日本橋2丁目1-3 | 1,396,300 | 9.55 |
| 株式会社Mコーポレーション | 岐阜県岐阜市西鶉1丁目31 | 612,200 | 4.19 |
| 引字 圭祐 | 京都府京都市下京区 | 540,000 | 3.69 |
| BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支 店) | 10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (東京都中央区日本橋3丁目11-1) | 496,000 | 3.39 |
| 株式会社新東通信 | 愛知県名古屋市中区丸の内3丁目16- 29 | 408,100 | 2.79 |
| 渥美 裕人 | 大阪府大阪市西区 | 350,500 | 2.40 |
| BNY GCM CLIENT AC COUNT JPRD AC IS G (FE-AC) (株式会社三菱UFJ銀行) | PETERBOROUGH COU RT 133 FLEET STR EET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGD OM (東京都千代田区丸の内1丁目4番 5号) | 288,810 | 1.98 |
| ステッチ株式会社 | 東京都千代田区内神田2丁目5-5 ラウ ンドクロス大手町北 | 284,000 | 1.94 |
| 楽天証券株式会社共有口 | 東京都港区南青山2丁目6番21号 | 208,100 | 1.42 |
| 計 | - | 7,717,410 | 52.79 |

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-----------------|----------|----|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 100 | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 14,609,200 | 146,092 | - |
| 単元未満株式 | 普通株式 8,900 | - | - |
| 発行済株式総数 | 14,618,200 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 146,092 | - |

(注)「単元未満株式」欄の株式数には、当社所有の自己株式61株が含まれております。

【自己株式等】

2026年3月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| リネットジャパングループ株式会社 | 愛知県大府市柵山 町三丁目33番地 | 100 | - | 100 | 0.00 |
| 計 | | 100 | - | 100 | 0.00 |

(注)上記のほか、単元未満株式として自己株式を61株所有しております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表について、監査法人アリアによる期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2025年9月30日) | 当中間連結会計期間 (2026年3月31日) |
|-------------|-------------------------|---------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 310,622 | 2,448,919 |
| 売掛金 | 931,242 | 1,596,843 |
| リース投資資産 | 507,150 | 154,459 |
| 商品 | 318,550 | 624,671 |
| 貯蔵品 | 31,184 | 18,018 |
| その他 | 428,196 | 757,329 |
| 貸倒引当金 | 22,537 | 31,813 |
| 流動資産合計 | 2,504,408 | 5,568,429 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| リース資産(純額) | 1,411,082 | 1,382,944 |
| その他(純額) | 377,925 | 611,997 |
| 有形固定資産合計 | 1,789,007 | 1,994,941 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 271,160 | 241,031 |
| ソフトウェア | 550,711 | 556,302 |
| その他 | 4,377 | 4,251 |
| 無形固定資産合計 | 826,248 | 801,584 |
| 投資その他の資産 | | |
| その他 | 2,010,022 | 1,935,581 |
| 貸倒引当金 | 87,599 | 97,484 |
| 投資その他の資産合計 | 1,922,422 | 1,838,097 |
| 固定資産合計 | 4,537,678 | 4,634,624 |
| 繰延資産 | 606 | - |
| 資産合計 | 7,042,694 | 10,203,053 |

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2025年9月30日) | 当中間連結会計期間 (2026年3月31日) |
|---------------|-------------------------|---------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 67,597 | 271,184 |
| 短期借入金 | 1,941,666 | 1,694,562 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 209,845 | 407,588 |
| 未払金 | 308,441 | 571,715 |
| 未払費用 | 419,957 | 335,868 |
| リース債務 | 70,232 | 48,240 |
| 未払法人税等 | 28,329 | 9,226 |
| 賞与引当金 | 2,868 | 89,631 |
| その他 | 305,820 | 230,842 |
| 流動負債合計 | 3,354,758 | 3,658,860 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 15,000 | 11,500 |
| 長期借入金 | 588,308 | 3,342,054 |
| リース債務 | 1,884,290 | 1,521,567 |
| 訴訟損失引当金 | 5,124 | 5,124 |
| 繰延税金負債 | 2,944 | - |
| その他 | 98,761 | 70,618 |
| 固定負債合計 | 2,594,429 | 4,950,864 |
| 負債合計 | 5,949,187 | 8,609,724 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,250,535 | 1,254,355 |
| 資本剰余金 | 335,744 | 339,563 |
| 利益剰余金 | 706,754 | 278,530 |
| 自己株式 | 120 | 150 |
| 株主資本合計 | 879,404 | 1,315,238 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 21,724 | 33,654 |
| 為替換算調整勘定 | 80,611 | 103,490 |
| その他の包括利益累計額合計 | 102,336 | 137,145 |
| 新株予約権 | 34,137 | 53,023 |
| 非支配株主持分 | 77,627 | 87,921 |
| 純資産合計 | 1,093,506 | 1,593,328 |
| 負債純資産合計 | 7,042,694 | 10,203,053 |

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

| | 前中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日) | 当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日) |
|-----------------|---|---|
| 売上高 | 5,221,949 | 6,668,990 |
| 売上原価 | 1,251,940 | 2,178,645 |
| 売上総利益 | 3,970,008 | 4,490,345 |
| 販売費及び一般管理費 | 3,860,930 | 3,950,874 |
| 営業利益 | 109,078 | 539,470 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 13,861 | 3,696 |
| 助成金収入 | 9,256 | 8,456 |
| 為替差益 | 24,303 | 12,743 |
| デリバティブ評価益 | - | 446 |
| 貸倒引当金戻入額 | 130,927 | 1,115 |
| その他 | 16,156 | 41,350 |
| 営業外収益合計 | 194,505 | 67,809 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 48,204 | 115,567 |
| 支払手数料 | 3,038 | 8,327 |
| その他 | 2,258 | 2,466 |
| 営業外費用合計 | 53,501 | 126,360 |
| 経常利益 | 250,082 | 480,919 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 19,373 | 103 |
| 関係会社株式売却益 | 341,257 | - |
| 支払手数料返還金 | - | 10,427 |
| その他 | 6,595 | - |
| 特別利益合計 | 367,226 | 10,530 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 12,589 | 1,650 |
| 固定資産売却損 | 11,403 | - |
| 支払手数料 | - | 10,427 |
| 関係会社株式売却損 | 400,248 | - |
| その他 | 5,814 | - |
| 特別損失合計 | 430,055 | 12,078 |
| 税金等調整前中間純利益 | 187,253 | 479,372 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 27,153 | 38,029 |
| 法人税等調整額 | 1,215 | 8,657 |
| 法人税等合計 | 28,368 | 46,687 |
| 中間純利益 | 158,884 | 432,684 |
| 非支配株主に帰属する中間純利益 | 7,393 | 4,460 |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | 151,490 | 428,224 |

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

| | 前中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日) | 当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日) |
|----------------|---|---|
| 中間純利益 | 158,884 | 432,684 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 14,736 | 11,930 |
| 為替換算調整勘定 | 594,539 | 28,711 |
| その他の包括利益合計 | 609,275 | 40,641 |
| 中間包括利益 | 768,159 | 473,326 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る中間包括利益 | 758,769 | 463,033 |
| 非支配株主に係る中間包括利益 | 9,390 | 10,293 |

(3)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日) | 当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日) |
|--------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前中間純利益 | 187,253 | 479,372 |
| 減価償却費 | 124,802 | 142,948 |
| のれん償却額 | 31,313 | 30,128 |
| 受取利息及び受取配当金 | 13,861 | 3,696 |
| 支払利息 | 48,204 | 115,567 |
| 為替差損益(は益) | 25,443 | 12,078 |
| デリバティブ評価損益(は益) | - | 446 |
| 関係会社株式売却損益(は益) | 58,990 | - |
| 売上債権の増減額(は増加) | 225,323 | 663,607 |
| リース投資資産の増減額(は増加) | 16,850 | 5,011 |
| 棚卸資産の増減額(は増加) | 27,629 | 296,169 |
| 未収入金の増減額(は増加) | 124,480 | 20,957 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 24,335 | 203,582 |
| 未払費用の増減額(は減少) | 14,469 | 87,045 |
| 前受金の増減額(は減少) | 154,169 | 27,172 |
| 賞与引当金の増減額(は減少) | 2,671 | 86,763 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 164,551 | 8,026 |
| その他 | 36,440 | 38,975 |
| 小計 | 19,390 | 78,750 |
| 利息及び配当金の受取額 | 13,979 | 3,436 |
| 利息の支払額 | 48,524 | 114,257 |
| 法人税等の支払額 | 28,621 | 47,357 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 82,557 | 236,928 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の預入による支出 | 131,673 | 38,875 |
| 定期預金の払戻による収入 | 155,273 | 4,200 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 124,601 | 261,224 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 114,854 | 69,704 |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入 | 2 191,700 | - |
| 貸付金の回収による収入 | 55,173 | 20,762 |
| その他 | 4,274 | 2,003 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 26,743 | 342,837 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額(は減少) | 128,000 | 247,104 |
| 長期借入れによる収入 | 60,000 | 3,070,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | 242,808 | 121,763 |
| 社債の償還による支出 | 28,500 | 8,500 |
| リース債務の返済による支出 | 48,488 | 40,628 |
| その他 | 1,855 | 23,195 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 133,652 | 2,675,199 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 413 | 7,094 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 189,880 | 2,102,527 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 649,708 | 306,422 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | 1 459,828 | 1 2,408,949 |

【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

該当事項はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

当社グループは、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2025年9月30日) | 当中間連結会計期間 (2026年3月31日) |
|---------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメント の総額 | 1,650,000千円 | 2,816,000千円 |
| 借入実行残高 | 1,650,000 | 1,525,900 |
| 差引額 | - | 1,290,100 |

(中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりです。

| | 前中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日) | 当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日) |
|----------|---|---|
| 給料及び手当 | 1,121,935千円 | 1,039,409千円 |
| 賞与引当金繰入額 | 68,928 | 84,612 |
| 貸倒引当金繰入額 | 33,379 | 8,666 |
| 荷造運搬費 | 290,170 | 321,637 |
| 広告宣伝費 | 642,751 | 744,076 |
| 支払手数料 | 611,527 | 645,645 |

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 前中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日) | 当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日) |
|------------------|---|---|
| 現金及び預金勘定 | 633,505千円 | 2,448,919千円 |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 | 173,677 | 39,970 |
| 現金及び現金同等物 | 459,828 | 2,408,949 |

- 2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前中間連結会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

- (1) 株式の売却により株式会社アニスピホールディングス及びその子会社が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入との関係は以下の通りであります。

| | |
|------------|-------------|
| 流動資産 | 1,446,972千円 |
| 固定資産 | 443,391 |
| 流動負債 | 81,045 |
| 固定負債 | 1,445,204 |
| 利益剰余金 | 375,040 |
| 株式売却益 | 260,926 |
| 株式の売却価額 | 250,000 |
| 現金及び現金同等物 | 32,600 |
| 差引：売却による収入 | 217,399 |

- (2) 株式の売却によりRENET JAPAN INTERNATIONAL PTE. LTD.及びその子会社が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による支出との関係は以下の通りであります。

| | |
|------------|----------|
| 流動資産 | 55,526千円 |
| 固定資産 | 35,036 |
| 流動負債 | 61,389 |
| 固定負債 | 128,856 |
| 為替換算調整勘定 | 24,350 |
| 株式売却益 | 80,330 |
| 株式の売却価額 | 5,000 |
| 現金及び現金同等物 | 21,683 |
| 差引：売却による支出 | 16,683 |

- (3) 株式の売却によりRENET JAPAN (CAMBODIA) CO., LTD.が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による支出との関係は以下の通りであります。

| | |
|------------|-----------|
| 流動資産 | 110,880千円 |
| 固定資産 | 9,689 |
| 流動負債 | 30,364 |
| 固定負債 | 292,658 |
| 為替換算調整勘定 | 603,701 |
| 株式売却損 | 400,248 |
| 株式の売却価額 | 1,000 |
| 現金及び現金同等物 | 10,016 |
| 差引：売却による支出 | 9,016 |

当中間連結会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

| | 報告セグメント | | | その他 | 調整額 (注)1 | 中間連結 損益計算書 計上額 (注)2 |
|-----------------------|------------------|---------------|-----------|--------|-------------|------------------------------|
| | リユース・リ サイクル事業 | ソーシャルケア 事業 | 計 | | | |
| 売上高 | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 4,113,405 | 1,106,155 | 5,219,560 | 2,388 | - | 5,221,949 |
| セグメント間の内部 売上高又は振替高 | - | - | - | - | - | - |
| 計 | 4,113,405 | 1,106,155 | 5,219,560 | 2,388 | - | 5,221,949 |
| セグメント利益又は 損失() | 512,139 | 67,475 | 579,614 | 12,419 | 458,117 | 109,078 |

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外金融事業等を含んでおりま
す。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 458,117千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用で
あり、その主なものは、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失()は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

| | 報告セグメント | | | その他 | 調整額 (注)1 | 中間連結 損益計算書 計上額 (注)2 |
|-----------------------|------------------|---------------|-----------|--------|-------------|------------------------------|
| | リユース・リ サイクル事業 | ソーシャルケア 事業 | 計 | | | |
| 売上高 | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 5,873,333 | 795,403 | 6,668,737 | 253 | - | 6,668,990 |
| セグメント間の内部 売上高又は振替高 | - | - | - | - | - | - |
| 計 | 5,873,333 | 795,403 | 6,668,737 | 253 | - | 6,668,990 |
| セグメント利益又は 損失() | 983,406 | 10,927 | 972,478 | 14,265 | 418,742 | 539,470 |

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外金融事業等を含んでおりま
す。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 418,742千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用で
あり、その主なものは、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失()は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

| | 報告セグメント | | | その他 (注1) | 合計 |
|---------------|--------------|-----------|-----------|-------------|-----------|
| | リユース・リサイクル事業 | ソーシャルケア事業 | 計 | | |
| リユース | 2,842,286 | - | 2,842,286 | - | 2,842,286 |
| 小型家電リサイクル | 1,271,118 | - | 1,271,118 | - | 1,271,118 |
| 障がい福祉 | - | 1,032,442 | 1,032,442 | - | 1,032,442 |
| 人材送り出し | - | 73,712 | 73,712 | - | 73,712 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 4,113,405 | 1,106,155 | 5,219,560 | - | 5,219,560 |
| その他の収益(注2) | - | - | - | 2,388 | 2,388 |
| 外部顧客への売上高 | 4,113,405 | 1,106,155 | 5,219,560 | 2,388 | 5,221,949 |

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外金融事業等を含んでおりません。

2. その他の収益には、リース取引収益等が含まれております。

当中間連結会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

| | 報告セグメント | | | その他 (注1) | 合計 |
|---------------|--------------|-----------|-----------|-------------|-----------|
| | リユース・リサイクル事業 | ソーシャルケア事業 | 計 | | |
| リユース | 3,266,811 | - | 3,266,811 | - | 3,266,811 |
| 小型家電リサイクル | 2,606,522 | - | 2,606,522 | - | 2,606,522 |
| 障がい福祉 | - | 712,772 | 712,772 | - | 712,772 |
| 人材送り出し | - | 82,630 | 82,630 | - | 82,630 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 5,873,333 | 795,403 | 6,668,736 | - | 6,668,736 |
| その他の収益(注2) | - | - | - | 253 | 253 |
| 外部顧客への売上高 | 5,873,333 | 795,403 | 6,668,736 | 253 | 6,668,990 |

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外金融事業等を含んでおりません。

2. その他の収益には、リース取引収益等が含まれております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日) | 当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日) |
|--|---|---|
| (1) 1株当たり中間純利益 | 10円37銭 | 29円31銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 親会社株主に帰属する中間純利益(千円) | 151,490 | 428,224 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円) | 151,490 | 428,224 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 14,602,484 | 14,611,786 |
| (2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 | 10円34銭 | 26円55銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円) | - | - |
| 普通株式増加数(株) | 51,471 | 1,518,864 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | - | - |

(重要な後発事象)

(子会社株式の譲渡)

当社は、2026年5月13日開催の取締役会においてソーシャルケア事業の拡大に向けて当社の連結子会社であるR Jソーシャルケアグループ株式会社に対し、当社が保有する同じく当社連結子会社のS C J株式会社、R Jソーシャルケア東京株式会社並びにR Jソーシャルケア名古屋株式会社の株式を譲渡し、R Jソーシャルケアグループ株式会社を中間持株会社とすることを決議いたしました。

1. 譲渡の理由

当社は2026年3月5日に「ソーシャルケア事業 中期計画Social Care Growth & Roll-up 2030」を開示し、中～重度の障がい者向けの日中支援型グループホームを積極的に拡大し、自社立ち上げ及びM & Aによる施設取得により2030年に70～90施設、ソーシャルケア事業売上で70～90億円、Non-GAAP営業利益で14～18億円レベルの収益力構築を目標として掲げています。

ソーシャルケア事業の拡大に向けて、より効率的な事業管理を進めることを目的として当社子会社のR Jソーシャルケアグループ株式会社を中間持株会社とすることといたしました。

2. 譲渡する子会社及び譲渡株式数

| 譲渡する子会社 | 譲渡株式数 | 譲渡後の持分比率 |
|-------------------|--------|---------------|
| S C J株式会社 | 433株 | 0.0% (100.0%) |
| R Jソーシャルケア東京株式会社 | 200株 | 0.0% (100.0%) |
| R Jソーシャルケア名古屋株式会社 | 3,585株 | 0.0% (100.0%) |

(注)譲渡後の持分比率の()内は、間接保有の割合であります。

3. 株式の譲渡先

R Jソーシャルケアグループ株式会社

4. 譲渡の時期

2026年5月31日(予定)

5. 業績に与える影響

当社グループの連結決算に与える影響はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年5月13日

リネットジャパングループ株式会社
取締役会御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山中康之

業務執行社員 公認会計士 萩原眞治

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリネットジャパングループ株式会社の2025年10月1日から2026年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リネットジャパングループ株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（子会社株式の譲渡）に記載されているとおり、会社は、2026年5月13日に開催の取締役会において、会社連結子会社であるR Jソーシャルケアグループ株式会社に対し、会社が保有する同じく会社連結子会社のS C J株式会社、R Jソーシャルケア東京株式会社並びにR Jソーシャルケア名古屋株式会社の株式を譲渡し、R Jソーシャルケアグループ株式会社を中間持株会社とすることを決議した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。

また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。